

船橋市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、平成15年度及び平成17年度から平成24年度包括外部監査結果に係る措置状況の通知があったので、同条同項の規定により公表する。

平成27年2月3日

船橋市監査委員	中	村	章
同	増	田	尚 功
同	浅	野	正 明
同	高	木	あきら

年度 管理 番号	頁	監査対象	項目	区分	報告書記載事項	措置状況
50	97	高齢者福祉課	(1)Ⅱ3-2	監査結果	生きがい福祉事業団助成交付金について、高齢者への雇用促進等については根拠法令があるが、母子寡婦・障害者への雇用促進についての根拠となる資料が見当たらない。	平成22年度に船橋市生きがい福祉事業団助成交付金交付要綱制定済み
75	124	医療センター	(2)3	監査結果	医薬品については重要な品目について棚カードにより記録されているものの、それ以外の品目について受払の記録が行われていない。	H22.3から受払記録を作成している。 H25.10からは電子カルテ導入に合わせて、「物品出納簿」によりデータで管理をしている。
77	125	医療センター	(2)3	監査結果	医薬品・診療材料のいずれについても年度末実地棚卸の手続・要領を定めたマニュアル、手続書等が整備されていない。	実施方法について検討を重ねた結果、平成25年に「実地たな卸実施要領」を定め、マニュアルを整備した。
79	125	医療センター	(2)3	監査結果	医薬品については受払記録が作成されていないため、期限切れ品目・数量の発生状況は廃棄の際に目視で把握されており、事後的に検証・報告が可能な集計は行われていない。	受払記録、物品出納簿を作成している中で、期限切れ廃棄を管理している。 また、毎年度末には廃棄破損リストを作成し、薬事委員会で報告、検証を行っている。
83	126	医療センター	(2)3	監査結果	部署在庫を実地棚卸の対象としておらず、部署在庫は年度末の貯蔵品残高に含まれていない。	「実地たな卸実施要領」により、部署在庫もたな卸の対象としている。
106	139	医療センター	(2)6	監査結果	病院財務規則上、固定資産は年1回実査を行う必要があるが、当該実査が行われていない。	実施可能な方法について検討を重ねた結果、平成25年に「固定資産実査要領」を定め、実査と同程度の調査を行った。